～リサイクル届出・通知の流れ（オンライン）～

港区で行う届出が必要な工事

他区等の届出時に登録している場合は、新たな申請者IDの登録は必要ありません。

申請者IDの登録

トップ画面から「**港区へ申請**」をクリック

トップ画面から「**東京都へ申請**」をクリック

10000㎡を超える建築物の解体・新築・修繕模様替等は東京都へ申請が必要です。

「**建設リサイクル法に基づく届出（通知）**」を選択

「**電子申請**」をクリック

必要事項を入力・添付書類を登録して**申請**

届出は工事着手の**7日前まで**に行う必要があります。

自動送信

「**到達通知メール**」が届く

この時点では**手続き未完了**です。

職員が申請内容を確認

届出後の開庁日に内容審査を行います。

修正が必要な場合があります。

「**手続き完了通知メール**」が届く

「**手続完了通知**」を申請状況照会ページからダウンロード＆印刷

「**届出（通知）済みシール**」を切り取り、「建設業者許可票」等に貼り付け

手続き完了

工事着手

※システムメンテナンス等により申請が出来ない場合があります。
日にちに余裕を持った届出・通知を行ってください。